

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業がその存在価値を認められ成長を続けるためには、倫理・法令を遵守し、企業内外の全ての利害関係者から信頼を得ることが重要であると認識しております。その前提のもとで経営の健全性と透明性を高めることにより、的確な経営の意思決定を行い、適切な情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの基本原則であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】

当社では、最高経営責任者の交代が経営に及ぼす影響の重要性は十分に認識しておりますが、現時点において、特定の個人を対象とした形式的な後継者計画は策定しておりません。一方で、経営陣の継続性の確保を重要な経営課題の一つと位置付けており、次期経営人材となり得る取締役および執行役員候補者に対して、部門ローテーションによる多面的な経験の付与、重要プロジェクトへの参画、外部の機関等を活用し、計画的な育成を行っております。後継者計画の在り方については、事業環境や組織の成熟度を踏まえ、今後は取締役会においても検討してまいります。最高経営責任者の具体的な後継者の計画は作成しておりませんが、経営体制の強化については、具体的な計画の策定をスピード感をもって推進しております。次の取締役及び執行役員候補と考えられる人材に対しては、部門ローテーション等による多様な経験の蓄積やリーダーシップを発揮する役割を担わせるとともに、外部の機関等を活用し、経営者としての資質等を学ばせる機会を設けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式につきましては、取引関係の維持発展及び共同研究開発、さらには当社の円滑な事業運営、中長期的な企業価値向上等の進展を目的として保有しております。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

保有の継続可否につきましては、毎年、その効果、意義、合理性や当社の財務に与える影響等を個別に取締役会で審議し判断しております。その結果、保有する意義や合理性が希薄したと考えられる場合、市場への影響を含め経営・財務戦略等各種考慮すべき事情を勘案した上で、売却することがあります。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

議決権の行使にあたっては、原則、上記保有目的である取引関係の維持発展等に活かすことを基準として議決権を行使いたしますが、政策保有先の業績の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反発生等の事情により株主価値が著しく毀損される恐れのある議案に対しては反対する場合があります。議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合、特に剰余金処分議案、取締役・監査役選任議案、組織再編議案、MBO議案等の議案については、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集の上、賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1) 関連当事者取引に関する枠組みの開示

当社は関連当事者取引管理規程を設け、関連当事者との利益相反の可能性がある取引につきましては、事前に取締役会で審議し、承認を受けた上で実施することとしております。当該取引の該当がある場合、有価証券報告書にて適切に開示を行っております。

(2) 関連当事者取引の手続きなどの監視

当社は、関連当事者取引の内容について、事後においても取締役会から報告を受け、その状況を適切に把握・監視しております。

【原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

管理職の登用については、多様性の確保が中長期的な企業価値向上に不可欠であるとの認識のもと、性別・年齢・国籍・入社経緯等にとらわれず、能力・識見等を公正に評価した登用を行っております。

外国人や経験者採用の管理者については、当社の事業特性や規模を踏まえ、現時点では適切な水準と考えております。今後、中核人材の多様性確保に向けた目下の課題は、女性管理職及びその候補者の育成と考えており、現在の7.6%を、2032年3月期には15%までに高めることを目標としております。なお、従前は次期管理職候補者を含めた数値を開示しておりましたが、より実態に即した開示とする観点から、管理職に限定した定義へ見直しを行っております。当該目標の達成に向けては、女性管理職候補者の計画的育成、評価制度の運用改善、育児・介護と両立可能な勤務制度の充実等に取り組んでおります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では退職金として支給する確定給付企業年金の制度を運営しております。運営においては企業年金委員会を設置し、資産の運用に関する方針、事業及び決算に関する報告と加入員への周知、規約の改正内容の確認などを協議または審議しております。委員会メンバーは代表取締役社長執行役員、管理本部長、総務人事・財務経理・経営企画部門の責任者、労働者代表等で構成され、さらに運用委託機関とも連携し、適切な運用を図るための情報収集を行うとともに、専門知識の習得にも努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社は、2023年3月期を初年度とする中期経営計画「DK-One Next」を策定・公表しており、2025年5月には同計画の進捗と経営環境の変化を踏まえ、新たに2029年3月期及び2032年3月期の経営目標と資本政策の方針を設定・公表いたしました。ROIC・ROE・DOEを指標に掲げ、成長分野への重点投資や6つの柱による非財務資本の強化を通じて、資本コストを意識した企業価値向上を目指しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方を自社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等において開示しております。
- (3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針については事業報告書及び有価証券報告書等にて開示しております。また、執行役員も含めた報酬額の算定にあたっては、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会の決議により決定しております。
- (4) 取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについては当社の「役員規程」に定めており、その内容は事業報告書にて開示しております。執行役員の選解任についても「役員規程」に定めており、選定基準に照らして代表取締役社長執行役員が推薦し、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会にて決定いたします。
- (5) 取締役会は、上記(4)を踏まえ、取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の指名の理由については、招集通知にて都度開示いたします。

【原則3-1-3 サステナビリティについての取組み】

サステナビリティに関する当社の取組みについて、各項目ごとに方針、指針及び具体的な取組みを自社ウェブサイト(<https://www.dkkk.co.jp/>)や機関投資家向けの会社説明資料の中で開示しております。人的資本に関する取組みに関しては、中期経営計画「DK-One Next」において、「成果を出し続ける組織づくりの実践」、「キゲンソらしさの更なる醸成」、「サステナビリティへの取組み」を掲げ、人的資本に関する指針を定め、それら指針を受けた方針を有価証券報告書にて開示しております。また当社の経営戦略上、重要であると認識している研究開発と知的財産に関する取組みに関しては、方針、体制、権利取得状況などについて自社ウェブサイトにて開示しております。気候変動に関する取組みに関しては、企業の社会的な重要課題と認識し、リスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFDの枠組みに基づき有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、経営戦略、コーポレートガバナンス、環境・社会課題への対応及び資本政策などの中長期的な課題について判断・決定を行います。取締役会を実効的に機能させるために個々の業務執行の決定を経営会議に委任するとともに、執行役員が与えられた権限と取締役会が委嘱する業務の範囲内で業務を執行します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、社外役員の独立性に関する基準を定めており、招集通知、有価証券報告書等にて開示しております。また、選定にあたっては、取締役の多様性を確保するため社内取締役とは異なる分野のスキルを有し、客観的な立場から建設的な議論が期待できる候補者を選定し、その理由を招集通知や有価証券報告書等にて開示しております。

【原則4-10-1 独立した指名・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、取締役総数6名のうち独立社外取締役は3名と過半数には達していませんが、取締役・執行役員の指名・報酬などの事項に関しては、公平性・透明性・客観性の確保を図るため指名・報酬委員会を設けております。委員長は独立社外取締役が務め、構成員は代表取締役社長執行役員1名と独立社外取締役3名からなり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るものとしております。なお委員会の役割等については、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社は、取締役及び監査役候補の指名にあたり取締役会全体としての資質・経験のバランス、多様性等を勘案して実施する旨を基本方針とし、その手続きと合わせて「役員規程」に規定の上、それらは事業報告書にて開示しております。また、100年企業へ向けた持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、事業環境の変化に備える6つの柱(新規事業の創出・収益構造の改革・革新的なものづくりの実現・成果を出し続ける組織づくりの実践・キゲンソらしさの更なる醸成・サステナビリティへの取組み)を中期経営計画「DK-One Next」に掲げており、その達成に必要な備えるべきスキルを特定し各取締役候補者のスキルマトリックスを策定の上、それらは招集通知にて開示しております。なお、当社独立社外取締役につきましては全員、他社での経営経験を有する者を選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、開示しております。なお、現在、社外取締役1名及び社外監査役1名が、それぞれ当社グループ以外の上場会社において社外役員を兼任しておりますが、当該兼任状況が当社における社外取締役及び社外監査役としての職務遂行に支障を及ぼすものではないと判断しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会がその役割及び責務を適切に果たし、企業価値の持続的な向上に資するものとなっているかを確認することを目的として、毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。2025年度においては、評価の客観性を高める観点から、第三者機関によるアンケート調査を実施し、取締役及び監査役全員を対象として評価を行いました。当該評価結果の概要については、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対して、企業経営、コンプライアンス等に関する役員研修会の機会を設けるとともに、社外取締役及び社外監査役には、当社グループの事業の理解を深めるために、事業所の視察の機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画部にIR専任者を配置し、株主や投資家との建設的な対話の促進に向けた体制を整備しております。決算期ごとに、代表取締役社長執行役員による決算説明動画を年2回配信し、個人投資家及び機関投資家に対して、当社の業績及び経営方針について幅広く理解いただくための情報提供を行っております。加えて、機関投資家やアナリストとの個別面談については、代表取締役社長執行役員が出席の上、説明及び対話を行うほか、内容に応じて執行役員又は取締役が対応し、双方向の対話の実効性確保に努めております。これらの株主・投資家との対話を通じて得られた意見・要望については、経営企画部が整理の上、取締役会に定期的に報告し、経営施策の検討及び企業価値向上に活用しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、2023年3月期を初年度とする中期経営計画「DK-One Next」の前期4カ年(2023年3月期～2026年3月期)を2026年3月期に終了いたしました。前期4カ年における事業運営の成果及び課題を踏まえ、中期・後期に向けた成長戦略の高度化を図る観点から、資本政策の方針及び収益性・資本効率を意識した経営目標の整理・見直しを行っております。これらの方針及び目標の方向性、ならびにその実現に向けた具体的な取組みについては、2026年5月に当社ウェブサイト(<https://www.dkkk.co.jp/>)にて開示しております。

【株主との対話の主な実施状況】

第2四半期決算及び本決算の開示後に決算説明会を開催し、代表取締役社長執行役員自ら報告を行いました。また四半期決算直後に機関投資家・アナリストとの面談を実施しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年5月27日

該当項目に関する説明 **更新**

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組みについて、現状評価及び改善に向けた議論を継続的に行っております。2026年5月には中期経営計画「DK-One Next」の内容を精査し、新たな方針及び目標を設定いたしました。その内容につきましては、自社ウェブサイト(<https://www.dkkk.co.jp/>)にて開示をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,569,100	6.50
國部 克彦	1,210,000	5.01
第一稀元素化学工業従業員持株会	941,300	3.90
岩谷産業株式会社	861,000	3.57
井上 剛	810,305	3.36
井上 純子	810,000	3.35
國部 智之	687,700	2.85
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	543,300	2.25
寺田 忠史	388,185	1.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	343,400	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梅原 俊志	他の会社の出身者													
田中 純一	他の会社の出身者													
飛田 尚美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅原 俊志		-	上場企業で技術者、事業責任者として長年にわたり携わられたほか、上場会社の取締役などを歴任されていることから、それらの経験を活かし業務全般についての助言をいただくため。また、当社とは特別な関係になく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

田中 純一	同氏は、取締役就任前の3年間、財務、総務部門及び関係会社管理の強化等を目的にコンサルタント契約を結んでおり、報酬金額は年間4,800千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	上場企業で長年にわたり経理、財務等に従事されたほか、上場会社の常勤監査役や取締役監査等委員としての経験を活かし当社の経営の監督機能を強化するための助言をいただくため、また、取締役就任前に同氏とコンサルティング契約を結んでおりましたが、当該契約による報酬は、当社の独立性基準の年間10,000千円を下回ることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
飛田 尚美		上場企業での事業運営や企業経営の経験のほか、上場企業の関係会社における開発部門、事業部門でのマネージャー及び取締役の経験を活かし業務全般についての助言をいただくため、また、当社とは特別な関係になく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会を設置し、当該委員会が指名委員会、報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査にあたっての会計監査人から監査方針、監査重点項目、監査スケジュールなどの監査計画の説明、四半期レビュー結果の報告及び年度決算で監査報告書の受領と合わせて受ける監査結果の報告などの機会を通して、会計監査人との意見交換を実施し連携を図っております。

監査役は、内部監査部門の監査計画及び監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査に同席し現場における情報を共有することで連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川口 博司	他の会社の出身者													
津田 佳典	公認会計士													
大浦 綾子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口 博司		-	上場企業の経理部長、財務部長や監査役等の経験を活かし、当社の経営を適切に監査・監督していただけると判断したため。また、当社とは特別な関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
津田 佳典		監査役就任前の3年間7カ月にわたり、当人が代表を務めるコンサルティング会社と内部統制報告制度(J-SOX)導入に関するコンサルティング契約を結んでおりました。報酬金額は1,000千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	会計等のコンサルティング会社の代表取締役として、また公認会計士としての経験を活かし、当社の経営を適切に監査・監督していただけると判断したため。また、監査役就任前に同氏が代表を務めるコンサルティング会社とコンサルティング契約を結んでおりましたが、当該契約による報酬は、当社の独立性基準の年間10,000千円を下回ることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
大浦 綾子		-	弁護士としての経験を活かし、当社の経営を適切に監査・監督していただけると判断したため。また、当社とは特別な関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、短期インセンティブとして会社業績と個人業績に連動する報酬からなります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第70期の取締役の報酬等の総額は次のとおりであります。
取締役の報酬等の総額190百万円(固定報酬92百万円、業績連動報酬等84百万円、非金銭報酬等13百万円)員数7名、
うち社外取締役の報酬等の総額32百万円(固定報酬32百万円)員数3名

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要な柱の一つと位置づけており、役員報酬制度が継続的な企業価値向上につながるよう、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において、短期志向への偏重の抑制と客観的な視点を取り入れて、役員報酬の方針を策定し、取締役会にて決定しております。

方針の内容の概要については次のとおりです。

- a. 当社の中長期経営戦略を反映する設計であると同時に中長期的な成長を強く動機づけること。
- b. グローバルに優秀な人材が確保でき、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図ることができる報酬水準と設計であること。
- c. 業績との連動を強化し、インセンティブを高めるため、会社業績と個人業績が直接的または定量的に報酬に反映される制度であること。

社内(常勤)取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、変動報酬及び株式報酬からなり、さらに変動報酬は、売上高と経常利益の達成度を指標とする業績連動報酬と個人別評価による個人別評価報酬からなります。上位の役位ほど業績連動報酬比率を高く設定しており、経営責任に応じた比率設定にしております。また、役員報酬の報酬水準・構成の妥当性及び報酬決定プロセスの適切性等については、指名・報酬委員会において、継続的に審議・モニタリングを行っております。

なお当事業年度の個人別の報酬額の決定については、指名・報酬委員会からの答申を踏まえ取締役会にて審議をした結果、取締役会として当該方針に沿うものと判断しております。

社外取締役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、基本報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役)

社外取締役に対しては、取締役会への出席に加え、指名・報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の各事務局担当者が、必要な情報提供や説明を適宜実施するなど、円滑な職務遂行を支援する体制としております。

(社外監査役)

監査役職務を補助する専任スタッフは設置しておりませんが、社外監査役の要請に応じて内部監査部門と連携し、必要な情報提供その他の支援を行う体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社の枠組みの中で、監督機能と執行機能の分離を図っております。2026年6月の定時株主総会終結後における取締役会の体制は、取締役6名(うち社外取締役3名)、監査役3名(いずれも社外監査役)で構成されており、迅速な意思決定と監督機能の強化を図っております。

さらに、執行役員及び本部長により構成される経営会議では、取締役会に付議する案件及び会社運営の全般的な執行方針並びに経営に関する重要事項について審議を行っております。経営会議を設置することで、最終決定に至る過程の透明性を高め、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っております。

監査役3名は全員が独立社外監査役(うち1名は常勤監査役)です。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査部門と連携して事業所等への往査やヒアリングを行い、取締役の職務執行の適法性・妥当性について監査しております。また、監査役はそれぞれの経験や見識を活かし、独立した立場から意見等を述べております。

また、コーポレート・ガバナンスのさらなる機能強化を図るため、当社では、取締役・監査役候補者の指名、役員報酬の決定及びコーポレート・ガバナンスの継続的な取り組みに関し、指名・報酬諮問委員会及びガバナンス委員会を設置しており、取締役会の客観性、透明性及び公平性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役3名を含む監査役会設置会社としての監査体制を構築しており、独立性の高い立場から取締役の職務執行に対する監査を実施しております。これにより、経営の監視機能は十分に発揮されているものと認識しており、現状のコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	原則、集中日を避けて設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義、参考書類、添付書類)について英訳し、開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家との建設的な対話の一環として、企業説明会に参加し、当社の事業内容や今後の展望について説明を行いました。今後も適切な情報開示を通じて、個人投資家との信頼関係の構築に努めてまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年に1回、第2四半期決算及び本決算の開示直後に、決算説明会を開催しています。また、四半期決算直後に機関投資家、アナリストとの面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料のほかニュースリリースやトピックスをタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員経営本部長をIR責任者とし、経営企画部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、顧客、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会、地球環境といった全ステークホルダーとの関わり及び各ステークホルダーに対する果たすべき責任等につき、「統合報告書」にて開示しております。 https://www.dkkk.co.jp/sustainability/integrated_report.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの環境保全活動を含むサステナビリティへの取組みの詳細については、「統合報告書」に記載しております。 https://www.dkkk.co.jp/sustainability/integrated_report.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、顧客、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会、地球環境といった全ステークホルダーとの対話、また、皆さまへの開示情報の充実が大切であると考えています。対話で得た貴重なご意見は真摯に受け止め、経営や事業活動に反映することでステークホルダーの皆さまとの価値共創を目指しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備については、コーポレート・ガバナンス体制を強化・向上させ、企業価値を向上させるための根幹であるとの認識のもと、その基本方針を2006年4月に取締役会において決議しております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、社会的責任を果たす経営を実践するための具体的な規範として「グループ行動指針」を周知し、取締役及び使用人の法令遵守の徹底を図っております。
- (2) グループ内の法令違反や社内不正等の行為を発見し是正することを目的として、内部通報窓口を社内外に設置しております。また、通報者に対しては、不利益な取扱いを行わないこととしております。
- (3) 社長直轄の内部監査部を設置し、当社グループの業務の適正性を監査しております。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた方針については、「第一稀元素化学工業行動指針」において宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において明確化しております。また、所轄警察署等との連携を図り、関連情報の把握に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る文書は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理しております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業の継続と社会的責任を果たすため、リスク情報を収集・分析し、重大な影響を与えるリスクについて予防的対応を行っております。
- (2) 危機が発生した場合には、「危機管理規程」に定められた体制に従い、対応を実施いたします。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に基づき重要な職務執行について意思決定を行うほか、中期経営計画に基づき、各取締役から当社及び子会社等の職務執行について報告を受け、監督機能を果たしております。
- (2) 執行役員及び本部長をメンバーとする経営会議を設置し、社長執行役員の権限の範囲内で、重要な職務執行について多面的な審議を行い決定しております。

5. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、子会社等の業績及び経営上の課題その他の重要な情報について、適時に報告を受けております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、監査役から求めがあった場合には、独立性を確保した補助者を配置することとしております。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、取締役会及び経営会議等への監査役の出席を通じて職務の執行状況の報告を行っております。また、監査役はこれに限らず、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し、又はこれらの報告を受けたときは、直ちに監査役に報告を行うこととしております。
- (3) 当社は、監査役に報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行いません。
- (4) 当社は、会社法第388条に従い、監査役がその職務の執行について費用の請求をしたときは、適切に処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、これらの勢力とは一切関係を持たず、不当な要求には応じない旨、さらにこれらの勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わない旨などを定めております。また、これらの勢力に対する対応は総務人事部が統括し、所轄警察署及び株主名簿管理人から関連情報を収集するなど、最新の動向を把握するよう努めております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、企業がその存在価値を認められ成長を続けるためには、すべての利害関係者から信頼を得ることが最重要であると認識しています。そのために財務内容や事業活動状況等の会社情報は、関連する法令等に基づき、適時適切に開示することを基本方針としております。適時開示体制は以下のとおりです。

(1) 情報管理体制及び開示担当部門

(イ) 情報開示責任者

代表取締役社長執行役員は、管理本部長を情報開示責任者として任命します。情報開示責任者は、適時開示の社内体制の整備及び適時適切な運用に責任を持ち、当社グループ全体から収集される重要情報について、開示の要否及び適否を判断します。

(ロ) 情報取扱責任者

総務人事部長を情報取扱責任者とし、管理本部長からの指示に基づき、重要情報の適正な管理及び開示の指示を行います。

(ハ) 情報の開示担当部門

決定事実については総務人事部長が、決算情報については財務経理部が開示を担当しております。なお、発生事実については、内容に応じて、総務人事部長または財務経理部が開示を担当しております。

(2) 適時開示の手続き

(イ) 重要情報の把握

各部門及び経営会議体(取締役会や経営会議)で検討・協議された重要案件は、直接あるいは管理本部長を経由して総務人事部長へ集約され、機密管理規程に基づき管理されます。事故や災害等が発生した場合は、発生部門から総務人事部長を経由して速やかに管理本部長へ報告されます。

(ロ) 情報開示の要否の検討

総務人事部長は集約した重要情報について、総務課に適時開示の要否を調査させます。総務課は、財務経理部や関係部門と連携し、証券取引所の適時開示規則等に照らして適時開示の要否を判定します。総務人事部長はその判定結果を管理本部長に報告し、管理本部長が任意開示も含め、開示を判断します。管理本部長は適時開示が必要と判断した場合、開示資料の作成を指示します。

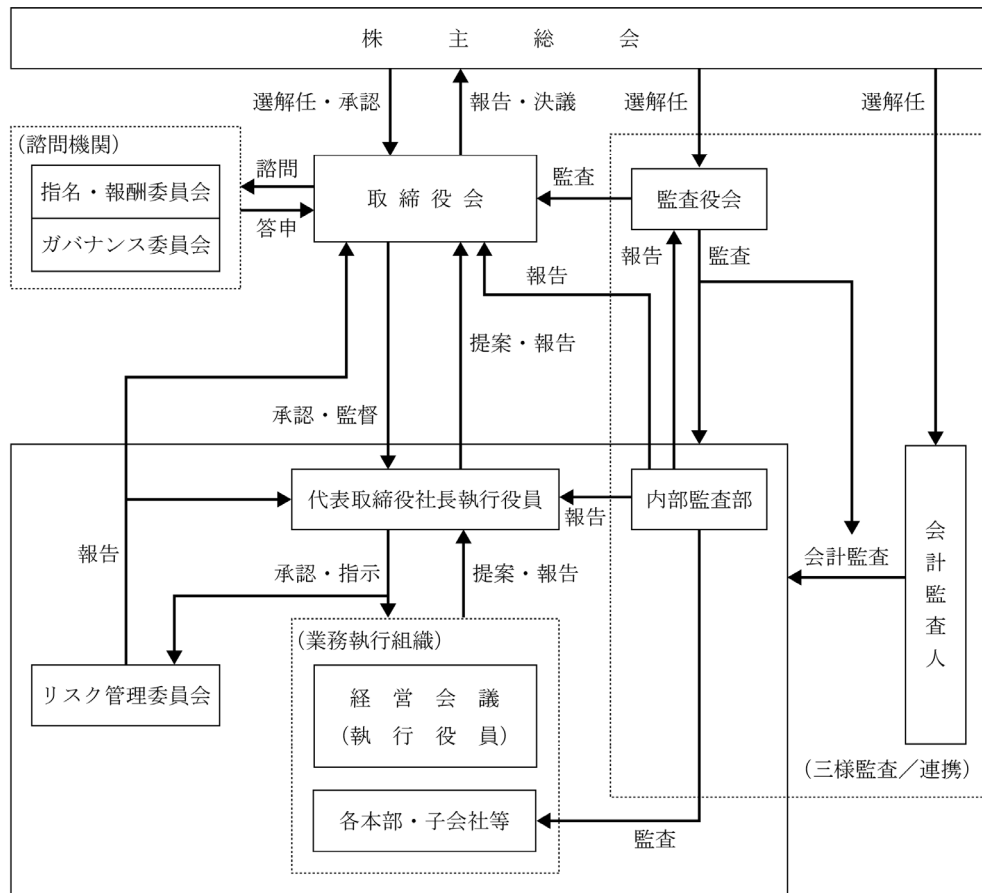
(ハ) 適時開示の実行

開示資料は、主に開示担当部門が情報の正確性・適法性に加え、内容の十分性・明瞭性等に配慮して作成します。それ以外の部門で開示資料を作成した場合は、開示担当部門が同様の視点で確認を行います。資料は管理本部長が最終審査を行います。決定事実及び決算情報は、取締役会の議長である代表取締役執行役員により取締役会へ付議され、取締役会の決議・承認をもって直ちに開示します。また発生事実については、管理本部長が開示を承認後、直ちに開示します。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリング

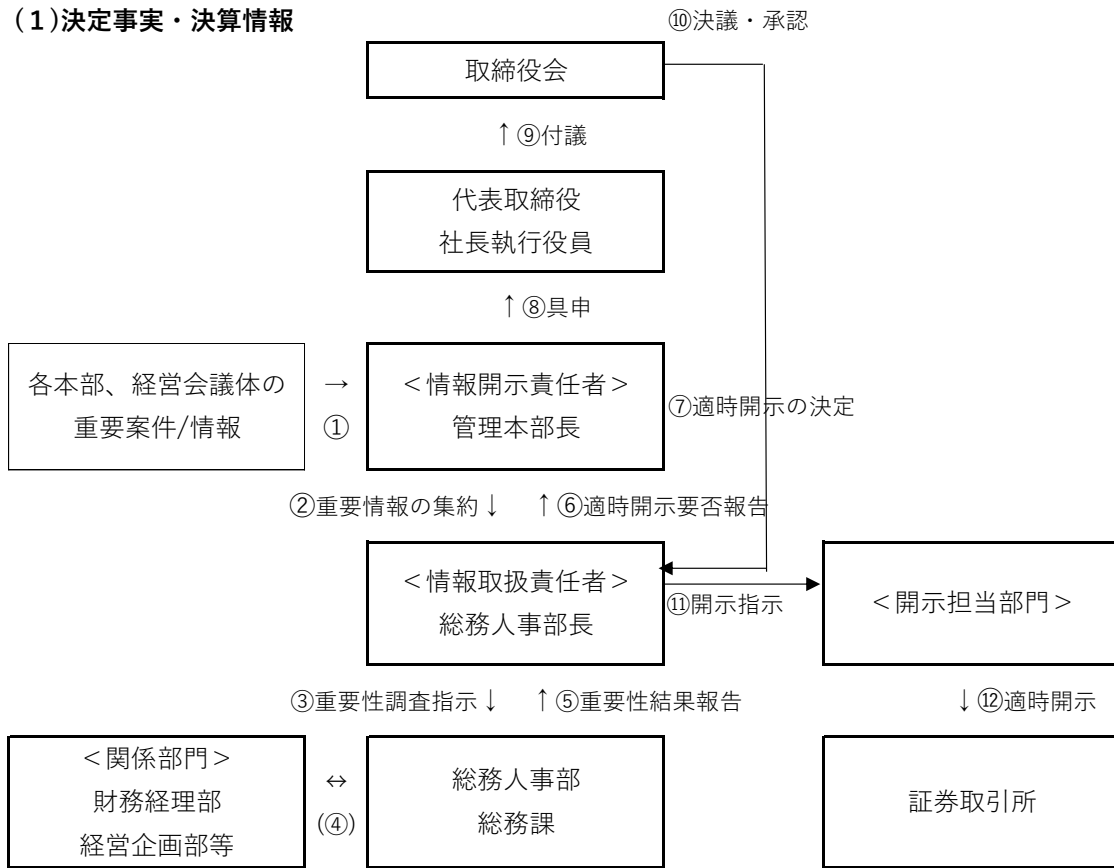
内部監査部は、証券取引所の適時開示規則に基づいて、開示が適正に行われているかをモニタリングしております。また、取締役会においても、情報開示体制の状況を継続的に確認・共有のうえ、体制強化についての議論を行っております。

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制

(1) 決定事実・決算情報



(2) 発生事実

